

建築基準法に基づく性能評価手数料表

単位 (円)

No.	建築基準法令の 根拠となる条文	材料、構造等	性能・評価区分			手数料
1※3	法第 2 条第七号 (令第 107 条)	耐火構造	耐火性能	壁	30 分(非耐力壁)	102 万
					60 分(非耐力壁)	107 万
					60 分(耐力壁)	142 万
					120 分(耐力壁)	148 万
				床	60 分	140 万
					120 分	150 万
				はり	60 分	140 万
					120 分	150 万
				180 分	159 万	
屋根	30 分	127 万				
階段	30 分	127 万				
2※3	法第 2 条第七号の二 (令第 107 条の 2)	準耐火構造	準耐火性能	壁	30 分(非耐力壁)	100 万
					45 分(非耐力壁)	107 万
					30 分(耐力壁)	136 万
					45 分(耐力壁)	142 万
				床	45 分	141 万
				はり	45 分	141 万
				屋根	30 分	127 万
				軒裏	30 分	100 万
					45 分	107 万
階段	30 分	127 万				
3※3	法第 2 条第八号 (令第 108 条)	防火構造	防火性能	壁	30 分(非耐力壁)	100 万
					30 分(耐力壁)	136 万
				軒裏	30 分	100 万
4※1	法第 2 条第九号の二口 (令第 109 条)	防火戸その他の防火設備	遮炎性能	防火戸	20 分	94 万
5※3	法第 23 条 (令第 109 条の 6)	準防火構造	準防火性能	壁	20 分(非耐力壁)	100 万
					20 分(耐力壁)	136 万
6※1	法第 64 条 (令第 136 条の 2 の 3)	外壁の開口部の防火設備	準遮炎性能	防火戸	20 分	94 万
7※3	令第 109 条の 3 第一号	準耐火建築物と同等の耐火性能 を有する建築物の屋根	遮炎性能	屋根	20 分	127 万
8※3	令第 109 条の 3 第二号ハ	準耐火建築物と同等の耐火性能 を有する建築物の床及び天井	遮熱性能 非損傷性能	床、直下の天井	30 分	127 万
9※1	令第 112 条第 1 項	特定防火設備	遮炎性能	防火戸	60 分	98 万
10※3	令第 113 条第 1 項第三号	防火壁を設けた部分の屋根	遮炎性能	屋根	20 分	127 万
11※1	令第 114 条第 5 項	準耐火構造の界壁、間仕切壁 及び隔壁に用いる防火設備	遮炎性能	防火戸	45 分	96 万
12※3	令第 115 条の 2 第 1 項第四号	防火壁の設備を要しない 建築物の床	遮熱性能 非損傷性能	床、直下の天井	30 分	127 万

13 ^{※3}	令第115条の2の2 第1項第一号	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部分	準耐火性能	壁	60分(非耐力壁)	115万
					60分(耐力壁)	148万
				床	60分	150万
				はり	60分	150万
				軒裏	60分	115万
14 ^{※3}	令第115条の2の2 第1項第四号ハ	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひさし等	遮炎性能	ひさし等	20分	100万
15 ^{※3}	令第129条の2の5 第1項第七号ハ	防火区画等を貫通する給水管等	遮炎性能	防火区画貫通部 (給排水管等)	20分	116万
					45分	118万
					60分	120万
16 ^{※1}	法第2条第九号 (令第108条の2)	不燃材料	不燃性能	内、外壁	20分	65万 (42万)
17 ^{※1}	令第1条第五号	準不燃材料	準不燃性能	内、外壁	10分	
18 ^{※1}	令第1条第六号	難燃材料	難燃性能	内、外壁	5分	
19	令第108条の3 第1項第二号	耐火建築物の主要構造部 (耐火性能検証)	耐火性能	床面積の合計 \leq 500 m^2		30万
				500 m^2 <床面積の合計 \leq 3000 m^2		45万
				3000 m^2 <床面積の合計 \leq 10000 m^2		60万
				10000 m^2 <床面積の合計 \leq 50000 m^2		81万
				50000 m^2 <床面積の合計		101万
20	令第108条の3第4項	防火設備 (防火区画検証)	遮炎性能	床面積の合計 \leq 500 m^2		25万
				500 m^2 <床面積の合計 \leq 3000 m^2		40万
				3000 m^2 <床面積の合計 \leq 10000 m^2		55万
				10000 m^2 <床面積の合計 \leq 50000 m^2		70万
				50000 m^2 <床面積の合計		86万
21	法第20条第一号 法第20条第二号ロ 法第20条第三号ロ 法第20条第四号ロ	時刻歴応答解析等を用いた 建築物		床面積の合計 \leq 500 m^2		50万
				500 m^2 <床面積の合計 \leq 3000 m^2		81万
				3000 m^2 <床面積の合計 \leq 10000 m^2		121万
				10000 m^2 <床面積の合計 \leq 50000 m^2		151万
				50000 m^2 <床面積の合計		201万
				注) 特定天井を有するものは、50万円加算となります。		
22	法第30条 (令第22条の3)	長屋又は共同住宅の界壁		遮音構造		83万
23	法第37条第二号 (令第144条の3)	指定建築材料		建築材料		32万
24	令第20条の2第一号二	特殊建築物の居室の換気設備		換気設備		40万
25	令第20条の3 第2項第一号ロ	調理室等の換気設備		換気設備		40万
26 ^{※1}	令第20条の7第2項	第2種ホルムアルデヒド発散 建築材料とみなす建築材料		建築材料		40万
27 ^{※1}	令第20条の7第3項	第3種ホルムアルデヒド発散 建築材料とみなす建築材料		建築材料		40万
28 ^{※1}	令第20条の7第4項	令第20条の7第4項に該当する 建築材料		建築材料		40万
29	令第20条の7 第1項第二号表	機械換気設備		換気設備		40万
	令第20条の8第2項					
30	令第20条の8 第1項第一号ロ(1)	空気浄化機械換気設備		換気設備		40万
31	令第20条の8 第1項第一号ハ	中央管理方式の空気調和設備		換気設備		40万

32	令第20条の9	居室	居室	40万
33 ^{※2}	令第46条 第4項の表1の(八)項	木造の耐力壁及びその倍率	木造耐力壁	141万
34 ^{※2}	規則第8条の3	枠組壁工法耐力壁及びその倍率	木造耐力壁	141万
35	令第129条の2の5 第2項第三号	飲料水の配管設備	配管設備	40万
36	令第129条の4 第1項第三号	エレベーターの構造上 主要な支持部分	昇降機	50万
37	令第129条の8第2項	エレベーターの制御器	昇降機	30万
38	令第129条の10第2項	エレベーターの制御装置	昇降機	40万
39	令第129条の10第4項	令第129条の10第3項第一号に 該当する安全装置 (戸開走行保護装置)	昇降機	70万
40	令第129条の12第1項第6号	エスカレーターの脱着防止対策	昇降機	70万
41	令第129条の12第2項	エスカレーターの踏段及び主要 な支持部分の構造 (令第129条の4第1項第三号 の読み替え)	昇降機	50万
42	令第129条の12第5項	エスカレーターの制御装置の 構造	昇降機	40万
43	規則第1条の3第1項本文	図書省略	床面積の合計 $\leq 500\text{ m}^2$	25万
			$500\text{ m}^2 <$ 床面積の合計 $\leq 3000\text{ m}^2$	35万
			$3000\text{ m}^2 <$ 床面積の合計 $\leq 10000\text{ m}^2$	45万
			$10000\text{ m}^2 <$ 床面積の合計 $\leq 50000\text{ m}^2$	70万
			$50000\text{ m}^2 <$ 床面積の合計	101万

特記

1. 本手数料は、建築基準法施行規則第11条の2の3の規定に基づくものです。
2. 本手数料の消費税は非課税です。
3. 本手数料での性能評価書発行部数は2部となります。性能評価書を追加発行する場合は、1部につき2万円に消費税を加えた額の手数料が別途必要となります。
4. 新たな試験の実施を要さない性能評価の場合の手数料は、※1は26万円、※2は70万円、※3は35万円となります。(※のないものは対象外)
5. 既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更の性能評価手数料は、表の性能・評価区分に応じた性能評価手数料の10分の1の額となります。
6. 法第20条第一号、令第108条の3第1項第二号、令第108条の3第4項、及び規則第1条の3第1項本文の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定します。
7. 法第2条第九号(不燃材料)、令第1条第五号(準不燃材料)、令第1条第六号(難燃材料)で、ガス有害性試験不要材料は、括弧内手数料となります。